

12月4日~10日
人権週間

育てよう一人の人权意識

人権は人が人として生きるために、守られなければならない基本的な権利です。
自分がかけがえのない存在であるように、他人もかけがえのない存在です。
12月4日~10日は人権週間です。この機会に人権について考えてみましょう。

【問合せ】男女共同参画・平和担当 (本庁舎3階) ☎ (5273) 4088へ。

思いやりの心・ かけがえのない命を大切に

19年度人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H-I-V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- 性的指向(※)を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 性的指向・性的意識の対象が異性・同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念

気軽にご相談を	
▶人権に関すること	男女共同参画・平和担当 ☎ (5273) 4088
▶女性総合相談	男女共同参画・平和担当 ☎ (5273) 4088
▶男女共同参画推進センター	男女共同参画・平和担当 ☎ (3341) 0801
▶女性相談	生活福祉課相談係 ☎ (5273) 4552
▶家庭相談	子ども家庭課子ども家庭相談係 ☎ (5273) 4558
▶子どものこと	子ども家庭支援センター ☎ (3952) 7751
▶高齢者のこと	高齢者サービス課高齢者相談係 ☎ (5273) 4593

配偶者暴力防止法 が改正されます

●平成20年1月11日施行

○改正の主な内容

- ①保護命令制度の拡充
- ▶生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- ▶電話等を禁止する保護命令
- ▶被害者の親族等への接近禁止命令
- ②市町村基本計画の策定の努力義務
- ③配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- ④裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎ (5273) 4088へ。内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。



女性に対する暴力
根絶のためのシン
ボルマーク

夜間人権ホットライン

弁護士が相談をお受けします

【会場・申込み】当日直接、日野市民会館(日野市神明1-12-1)へ。先着千100名。

【費用】無料

【問合せ】東京都総務局人権部 ☎ (5388) 2588-4211へ。(1歳以上、要予約) 手話通訳・要約筆記あり。

【会場・申込み】12月3日(月)~10日(月)午前8時30分~午後5時(4日㈭は午後7時まで)

【費用】無料

【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎ (5273) 4088へ。

人権啓発パネル展

【会場】区役所本庁舎1階口

【内容】人権啓発パネル、子どもたちが育てた人権の花の報告パネルの展示ほか

【会場】12月3日(月)~10日(月)午前8時30分~午後5時(4日㈭は午後7時まで)

【費用】無料

【問合せ】同センター ☎ (3871) 021212へ。

手話通訳サービスのご利用を

①区役所窓口手話通訳

【内容】区役所本庁舎1階に手話通訳者が待機。聴覚または言語障害のある方に区役所内の窓口まで同行し、手話通訳します。同行する窓口は本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎を除く)

【利用方法】障害者福祉課で事前に利用登録した後、派遣希望日の3日前までに次の派遣先に申し込んでください。

②手話通訳者・要約筆記者の派遣申込み先・費用

【内容】区役所本庁舎1階に手話通訳者が待機。聴覚または言語障害のある方に区役所内の窓口まで同行し、手話通訳します。同行する窓口は本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎を除く)

【利用方法】障害者福祉課で事前に利用登録した後、派遣希望日の3日前までに次の派遣先に申し込んでください。

【対象】区内在住で身体障害者手帳の交付を受けた聴覚または音声言語機能障害のある方

【内容】日常生活で手話通訳が必要なとき、手話通訳者までは利用できません。

人権週間の行事

す。個人の秘密は厳守します。
請、障害者の方を対象としたサービスをご案内しています。

平成19年版「障害者福祉の手引」 点字版・音声版(DAISY)を作成

人権週間

【日時】12月4日(火)午後5時

【相談時間】15分程度

【費用】無料

【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎ (5273) 3648

①点字版

区内在住で視覚障害者の手帳をお持ちの方に、無料で郵送します。(ご希望の方は、障害者福祉課へお申し込みください)。

※CDではありません。再生には、視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要です。

【申込み】障害者福祉課相談支援係 ☎ (5273) 4518

【電話番号】(5273) 4518

点字版配布場所	所在地	電話番号
障害者福祉課相談支援係	歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階	(5273) 4518
中央図書館	下落合1-9-8	(3364) 1421
戸山図書館	戸山2-11-101	(3207) 1191
四谷図書館	内藤町87	(3341) 0095
日本点字図書館	高田馬場1-23-4	(3209) 0241
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	大久保3-14-20	(3200) 0987
新宿区社会福祉協議会	高田馬場1-17-20、戸塚特別出張所内	(5273) 2941
新宿区立障害者福祉センター	戸山1-22-2	(3232) 3711